

令和2年度

宮城県ものづくり産業振興起業家等育成支援事業 (ベンチャー企業支援型)

募集のお知らせ！

宮城県では、県内のものでづくり産業の振興に資するベンチャー企業の育成支援による新たな事業の創出及び新産業の振興を図るため、**県内で起業又は新規事業展開等を図ろうとする方**に対して、**オフィス、ラボ等に係る賃料の一部を補助**する「宮城県ものづくり産業振興 起業家等育成支援事業(ベンチャー企業支援型)」の申請を募集します。

ベンチャー企業の皆様、起業を計画中的の方は、内容を御確認の上、応募について御検討ください。事業の詳細は、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ下さい。

応募要件

自社において**研究開発・技術開発・商品開発等を行う創業・第二創業後5年以内の中小企業者又は入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のある個人**で、**県内で新たにオフィス等を開設する予定の方** など。詳しい応募要件は、交付要綱、補助事業の手引きを御確認下さい。

対象経費

県内の賃貸施設入居に係る賃料

注1)以下の施設は対象となりません。

- ▶ 申請者と親密な関係を有する法人又は個人が賃貸人である施設
- ▶ 住居と兼用で利用している施設
- ▶ オフィス・ラボ以外の目的で使用している施設(倉庫として使用している場合等)
- ▶ 東北大学連携ビジネスインキュベータ(T-Biz)

注2)消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金等は補助対象経費に含みません。

補助額

1年目：**500円/m²** 2、3年目：**300円/m²**

補助限度額

5万円/月 又は 月額賃料 のいずれか低い額

補助期間

入居日から**最長3年間**

募集期間・件数

令和2年4月1日(水)から交付申請書の受付開始 ・ **5件程度**

申請方法

- ▶ **賃貸借契約締結後90日以内**に、**交付申請書(様式第1号)**を下記まで提出願います。
- ▶ **申請様式**や手続きの詳細は、「**補助金交付要綱**」及び「**補助事業の手引き**」を宮城県新産業振興課ホームページ(下記アドレス参照)で御確認ください。
- ▶ 交付申請書を提出される際は、内容の確認等をしますので、下記まで事前に御連絡下さい。

宮城県経済商工観光部 新産業振興課

担当:産学連携推進班 TEL: 022-211-2721 Mail: shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/venture-hojor2.html>



むすび丸

復興へ
頑張ろう!
みやぎ